

今後の駐留軍関係離職者等臨時措置法について

次の理由により、今後とも引き続き同法に基づく特別の措置を講ずる必要があるので、同法を改正し、その有効期限をさらに5年間延長することとしてはどうか。

- 1 駐留軍等労働者の雇用は、近年比較的安定しているが、その使用者が在日米軍であり、米国の安全保障政策の変更、米軍の機構の改編、部隊の撤退・縮小等の可能性があることから、その雇用は本来的には不安定なものである。
- 2 平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」で示された在日米軍再編の実施に伴い、今後、沖縄8施設及び本土1施設において勤務する駐留軍等労働者の雇用に影響が生じることが見込まれる。
また、平成24年4月の日米安全保障協議委員会（「2＋2」）において、海兵隊の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことが決定され、平成25年10月の「2＋2」では、海兵隊の沖縄からグアムへの移転を2020年代前半に開始することが公表されたところである。
- 3 駐留軍等労働者の職種は極めて細分化されていることから、離職を余儀なくされた場合には、他の職種への転換が困難等の理由により、再就職が困難となるおそれがある。